

チーム及び個人の登録と移籍に関する規程

(目的)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）の定款第53条による加盟団体である各都道府県を代表するハンドボール協会（以下「各都道府県協会」という。）、全国的に組織されたハンドボール競技団体（以下「連盟」という。）、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という。）に加盟するチーム、及び個人の登録と移籍について定める。
2. 本協会が定める規程における「登録した個人または団体」とは、特段の定めがない場合は本規程に則って登録されたチーム及び個人を指す。

(義務)

- 第2条 本協会の各都道府県協会、連盟、及びJHLに加盟するチーム並びにチーム役員、選手はこの規程の定めるところにより、そのチーム及び個人を本協会に登録しなければならない。なお、本協会にチームを登録する際は、そのチームに1名以上のチーム役員を登録しなければならない。

(区分)

- 第3条 本規程によるチームの区分、個人は次のものとする。

(1) チーム 一般L・・・JHL加盟チーム

- 一般A・・・JHL加盟チーム以外の年齢制限を設けないチーム
- リージョナル・・・JHL加盟チーム以外の年齢制限を設けないチームの中で各都道府県協会主催大会のみに参加するチーム
- 大学・・・全日本学生連盟に加盟するチーム
- 高等専門学校・・・全国高専ハンドボール連盟に加盟するチーム
- 高等学校・・・全国高等学校体育連盟ハンドボール部に加盟するチーム
- 中学校・・・日本中学校体育連盟ハンドボール競技部加盟するチーム
- 中学生クラブ・・・中学校区分に属さない中学校に在籍している生徒で構成されたチーム
- 小学生・・・小学校に在籍している児童で構成されるチーム
- ビーチ・・・ビーチハンドボールの大会に参加するチーム
- マスターズ・・・マスターズ委員会主催大会に参加するチーム

(2) 個人

本規程において個人とは、本協会、各都道府県協会、または各連盟が主催、共催する大会に、競技者として参加する選手、チーム役員及び各都道府県協会に所属する役員をいう。

2. チーム役員、選手はチームに所属していなければならない。ただし、本規程による個人登録がなされていなくても、本協会は日本代表チームの選手として（ジュニア、ユースを含む。）推薦、指名することができる。
3. 本協会に登録する選手、及びチーム役員は、本協会所定の手続きによって、次の各区分の登録をしなければならない
 - (1) 契約競技者・・・その所属チームと書面による契約を締結し、そのハンドボール活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受けており、当協会に所定の書式で申請し、承認を得た競技者。また、海外チームに所属している選手は原則として契約競技者とみなす。
 - (2) 非契約競技者・・・契約競技者の定義に当てはまらない競技者
4. 本協会に登録する選手、及びチーム役員は、次に定める場合を除き、登録されたチーム以外のチームにおいて活動することはできない。
 - (1) 日本代表チーム、都道府県代表チーム、その他、本協会又は加盟団体が組成する選抜チームにおいて活動するとき
 - (2) 所属チームの承諾の下、継続的な活動を目的としないチームにおいて活動するとき
 - (3) 次項に定める特別指定選手として活動するとき
 - (4) 前各号のほか、本協会が特に認めたとき
5. 本協会は、複数のチームにおいて活動することができる選手（以下「特別指定選手」という）を指定することができる。特別指定選手の指定の方法、基準、活動が認められる範囲及び期間等その他必要な条件は、本協会が別途定めるところによるものとする。

(登録の手続き)

第4条 登録申請を行う者は、本協会の所定手続きを、指定する期日までに行わなければならない。手続きは所定の申請（チーム・個人）と、本協会、各都道府県協会及び連盟がそれぞれ定めた登録金を納付した時点で手続きが完了したものとする。

(登録)

- 第5条 本協会は、所定の申請（チーム・個人）と、本協会、各都道府県協会及び連盟、それぞれ定めた登録金を納付した時点で当該申請者をチーム、及び個人として登録が完了したものと認める。
2. 原則として、登録年度内におけるチーム名の変更は認めない。

(重複登録について)

- 第6条 個人の登録の選手は、1つのチームまでとする。ただしビーチと他の区分、マスターズと他の区分は重複登録できる。
2. チーム役員は、複数のチームに登録できる。ただし登録料はそれぞれの登録チーム数分にかかるものとする。チーム役員の大会エントリーについては、別途大会規定で定める。

(国民体育大会、その他、特別の選抜チーム、ユース年代の登録の特例)

- 第7条 国民体育大会、その他、特別の選抜チーム及びユース年代（中学生）の登録については、別途大会ごとに定める。

(外国籍選手の登録)

- 第8条 チームは、外国籍の外国人を登録することができる。選手の登録については、本協会の登録手続き開始までに、国際ハンドボール連盟（以下「IHF」という。）または、アジアハンドボール連盟（以下「AHF」という。）の規程に基づく移籍手続きが完了していなければならない。
2. 外国籍選手の登録は、本規程17条の手続きを完了した個人が登録できる。1チームでの外国籍選手の登録人数については制限をしない。
 3. 外国籍選手が出場できる「大会登録」および「試合出場」については、主催者が取り決める。

(申請の期間)

- 第9条 登録の申請は、原則毎年4月1日から5月31日までに行うものとする。

(有効期限)

- 第10条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(追加登録)

第 11 条 登録の締め切り後のチーム、及び個人の登録は、次の場合限り随時認める。

- (1) チームを新設したとき
 - (2) 個人を追加登録するとき
2. 登録年度の途中で追加、変更の登録についての登録有効期限は、登録が完了した日の属する登録年度が終了するまで有効とする。

(登録の違反)

第 12 条 本協会へ登録を完了したチーム、個人が、登録の申請時に虚偽の記述があった場合、または、申請者に本協会に登録するものとしての品位を汚すような行為、本規程に違反した場合は、大会・競技運営委員会で調査、検討し理事会にて処分を行う。

(登録金)

第 13 条 本協会に係わる登録金は、別表 1 に定める。

2. 同じ人が、選手とチーム役員を兼任する場合は、選手、チーム役員両方の個人登録料を支払わなければならない。
3. 役員、選手個人の登録料は、本協会が定める金額以外に、別途各都道府県協会でも定めることができる。

(大会の参加資格)

第 14 条 本協会に登録していないものは、本協会、各都道府県協会、連盟、および JHL 主催の公式大会、試合に出場することができない。ただし、個人で指名された日本代表活動（ジュニア、ユースを含む）はこの限りでない。

(登録抹消)

第 15 条 登録したチーム、及び個人が年度内にその活動を停止した時は、当該チームの代表者が、所定手続きにより、速やかに登録抹消の手続きを行わなければならない。本協会が指定した手続きによって、登録抹消手続きを行った時点で、登録の効力を失う。

(国内チーム間の移籍)

- 第 16 条 本協会に登録した個人は、登録したチームから登録抹消した上で別の登録チーム、あるいは、新たに登録しようとするチームに移籍することができる。
2. 他のチームに移籍し追加登録の手続きを行った選手は、その後、向こう 3 か月登録を抹消し、他のチームでの登録を行うことはできない。予選を伴うブロック大会、全国大会においては、当該大会の予選会で登録したチームに限り試合に参加することができる。予選会終了後の当該ブロック大会・全国大会に他のチームに移籍して参加することは許されない。
 3. 連盟、JHL においては、本規程範囲ないにおいて別途取り決め運用することができる。
 4. 移籍による新たなチームへの登録による登録金の支払については、次の通り定める。
 - (1) 異種区分間の移籍には、当該の個人登録料について全額を本協会に支払うものとする。
 - (2) 各都道府県協会、連盟間の移籍の場合は、それぞれが定めた個人登録料を移籍先の都道府県協会、連盟に支払わなくてはならない。

(国際連盟間移籍手続き)

- 第 17 条 本協会への登録選手が、外国連盟間で移籍手続きを行う場合、本協会は、当該外国連盟等からの請求に基づき、本協会が当該外国連盟等に対し移籍証明書を発行するものとする。
2. 海外のチームに登録されていた選手が、新たに本協会の加盟チームに移籍し本協会に登録を行う場合は、本協会は、移籍先チーム等からの要請に基づき、当該外国連盟に対して、移籍証明書の発行を依頼するものとする。
 3. 外国連盟との手続きは、本協会が行うものとする。
 4. 国際連盟間移籍の手続きは、IHF または AHF の規程に基づくものとする。

(登録証)

- 第 18 条 本協会に登録した個人に、登録証を発行する。登録証の取り扱いについては、各大会により定める。
2. 各大会では登録証により個人を特定しなければならない。但し JHL については、本事項は適用除外とする。

(調停・裁定)

- 第 19 条 本規程に関する紛争、または、解釈、運用に疑義が生じた場合は、競技本部に諮り審議する。
2. 各種大会登録に関する違反は、大会裁定委員会にて裁定する。

(改正)

第 20 条 本規程の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

附則

この規程は、平成 6 年 2 月 12 日から施行する

平成 7 年 2 月 4 日一部改正

平成 8 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 2 月 25 日理事会にて一部改正

令和 5 年令和 5 年 12 月理事会にて改定、令和 6 年 1 月 1 日より施行する

令和 8 年 2 月理事会にて改定、令和 8 年 3 月 1 日より施行する

【別表1】

カテゴリー	チーム（金額）
	個人/役員/学生・生徒・児童役員（金額）
一般L	チーム(700,000 円) 選手(3,300 円)/役員(3,000 円)
一般A	チーム(40,000 円) 選手(2,500 円)/役員(3,000 円)
リージョナル	チーム(10,000 円) 選手(2,000 円)/役員(3,000 円)
大学	チーム(20,000 円) 選手(2,000 円)/役員(3,000 円)/学生チーム役員（2,000 円）
高専・高校	チーム(10,000 円) 選手(1,500 円)/役員(3,000 円)/生徒チーム役員（1,500 円）
中学校・中学生クラブ	チーム(5,000 円) 選手(1,300 円)/役員(3,000 円)/生徒チーム役員（1,300 円）
小学生	チーム(5,000 円) 選手(1,000 円)/役員(3,000 円)/児童チーム役員（1,000 円）
ビーチ※1	チーム（5,000 円） 選手（2,000 円）/役員（3,000 円）
マスターズ	チーム（5,000 円） 選手（2,000 円）/役員（3,000 円）

- ・大学生以下の学生・生徒・児童チーム役員は選手と同額。
- ・同学校の男女チーム役員を兼ねる場合には1チーム分の登録料のみ
- ・同じ人が、選手とチーム役員を兼任する場合は、選手、チーム役員両方の個人登録料を支払わなければならない。
- ・役員、選手の個人登録料は、本協会が定める金額以外に、別途各都道府県協会で行うことができる。

※1 日本協会登録している大学生以下の方は、ビーチ登録料は1,000円（チーム役員、選手とも）とする。